

# 対談

～裁判所の判断における新たな傾向を探る～

## 過大役員給与に関する裁判例の通時的分析

北海道大学大学院法学研究科教授 元国税審判官 **佐藤修二**  
 弁護士法人北浜法律事務所 弁護士・税理士 元国税審判官 **安田雄飛**

役員給与の過大判定を巡っては、同業類似法人の抽出基準の合理性、適正報酬額の判断基準、功績倍率といった論点で多くの税務紛争が発生してきた。最近も、自社の事業は工場を持たないファブレス事業に該当すると主張する納税者側に対し、裁判所が旧来の「卸売業」に該当すると認定した上で役員給与の過大判定を行った京醍醐味噌事件が、税務の専門家・実務家の間で大きな話題を呼んだところだ。こうした中、裁判所は従前の役員報酬に関する裁判例の流れから脱却しようとしていると指摘する専門家も出てきている。

そこで本特集では、ともに国税審判官として税務紛争に携わってきた北海道大学大学院法学研究科の佐藤修二教授と弁護士法人北浜法律事務所の安田雄飛弁護士・税理士に、過大役員給与に関する裁判例について、佐藤教授をリード役に対談していただいた。

本対談では、退職給与と役員報酬の双方が争われ、退職給与について更正処分の一部が取り消されるという画期的な判断が下された残波事件、代表取締役に対する役員報酬が過大かどうかの判断にあたり、会社への「多大な貢献」の態様や程度について具体的な認定が行われ、同業類似法人の最高額が採用されたマレーシア在住役員給与事件など、適正報酬額や功績倍率が争われた20を超える過去の裁判例を通時的に分析することで、最近の裁判例における新しい傾向や、逆に以前と大きな変化が見られない部分などを探っていただいた。その上で、多額の役員報酬や退職給与を支給する場合や会社への特別な功績を主張する場合に、納税者側に求められる準備等についても語っていただくなど、役員給与実務に資する有意義な対談となった。

### I はじめに

**佐藤：**今回は、本誌で消費税の争訟事案<sup>1</sup>についてお伺いした安田雄飛先生に、役員報酬や退職給与が過大であるとして否認された争訟事案についてお聞きしたいと思います。

<sup>1</sup> 佐藤修二＝安田雄飛「対談 消費税争訟事案の現状と展望」本誌1010号4頁。